

金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備

- リーマン・ブラザーズの破綻等に端を発する国際的な金融危機の中で、システム上重要な金融機関の破綻等が、金融市場を通じて伝播し、実体経済に深刻な影響を及ぼすおそれがあることが明らかとなったことを踏まえ、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな枠組みについて国際的に議論が進められ、G20サミットで合意されるに至ったことを受けたもの。
- こうした国際的な議論の進捗と並行して、諸外国においては、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな包括的な枠組みが整備されている。
- 我が国においても、こうした国際的な流れを踏まえて、市場等を通じて伝播するような危機に対して、金融機関の秩序ある処理に関する枠組みとして、以下の制度を整備する必要。

(対象となる金融機関)

- ・ 金融業全体（預金取扱金融機関、保険会社、金融商品取引業者、金融持株会社等）

(認定の手續)

- ・ 金融危機対応会議の議を経て内閣総理大臣が、金融機関の秩序ある処理の必要性を認定

(発動要件と措置内容)

- ・ 市場の著しい混乱の回避のために必要と認められる場合
 - ⇒ 預金保険機構による監視
 - ⇒ 流動性供給・資金援助等の措置 ※ 債務超過でない場合、必要に応じ、資本増強も可能
 - ⇒ 金融システムの安定を図るために不可欠な債務等の履行・継続を確保しながら、市場取引等の縮小・解消 → 市場の著しい混乱を回避しつつ、金融機関の秩序ある処理を実現

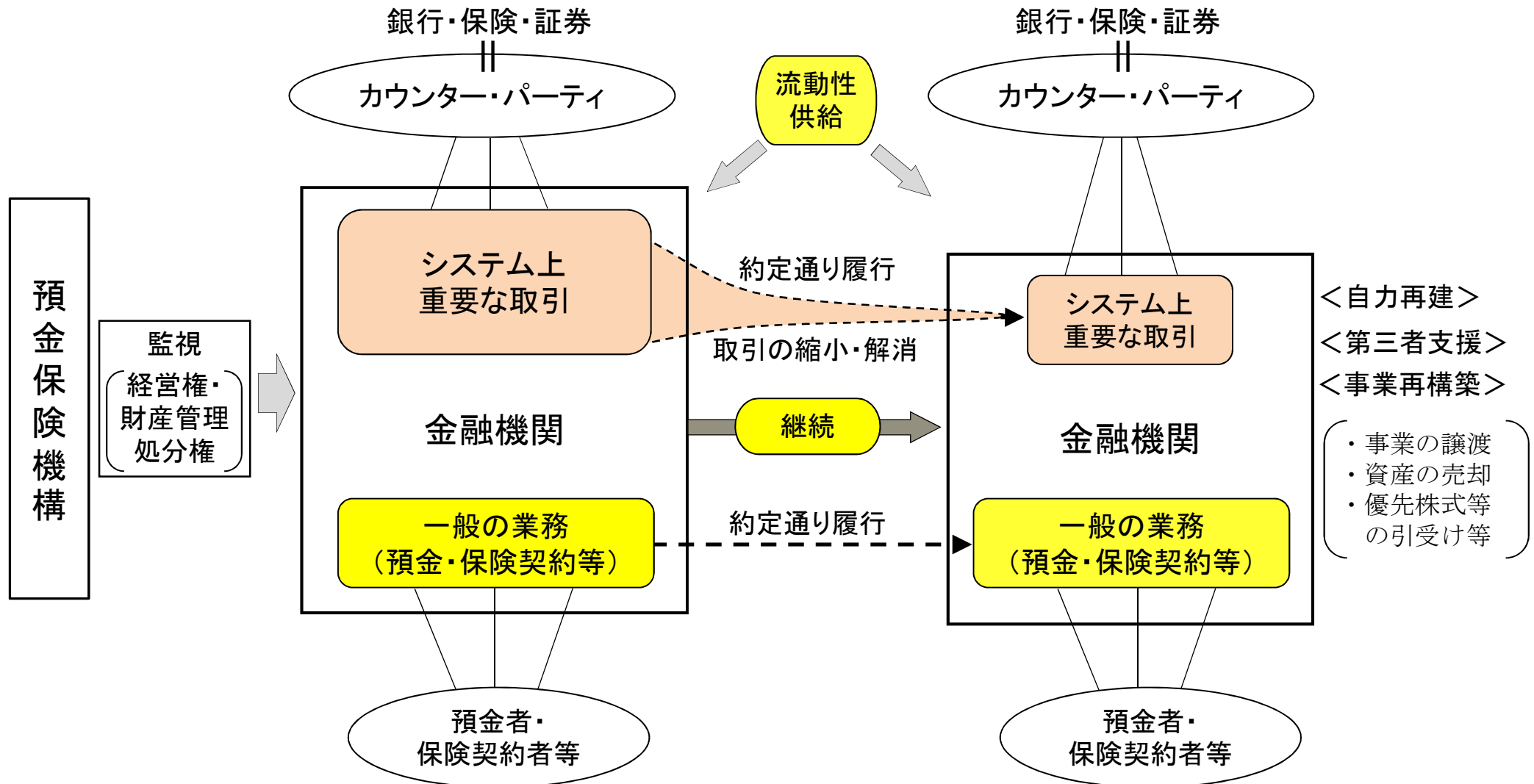
(注) 措置を発動する場合には、契約上のペイルイン(無担保債権のカット又は株式化)を発動

(資金調達・費用負担)

- ・ 預金保険機構による資金調達に政府保証を付す。
万一損失が生じた場合の負担は、金融業界の事後負担を原則。
例外的な場合には、政府補助も可能。預金保険機構の危機対応勘定で経理。

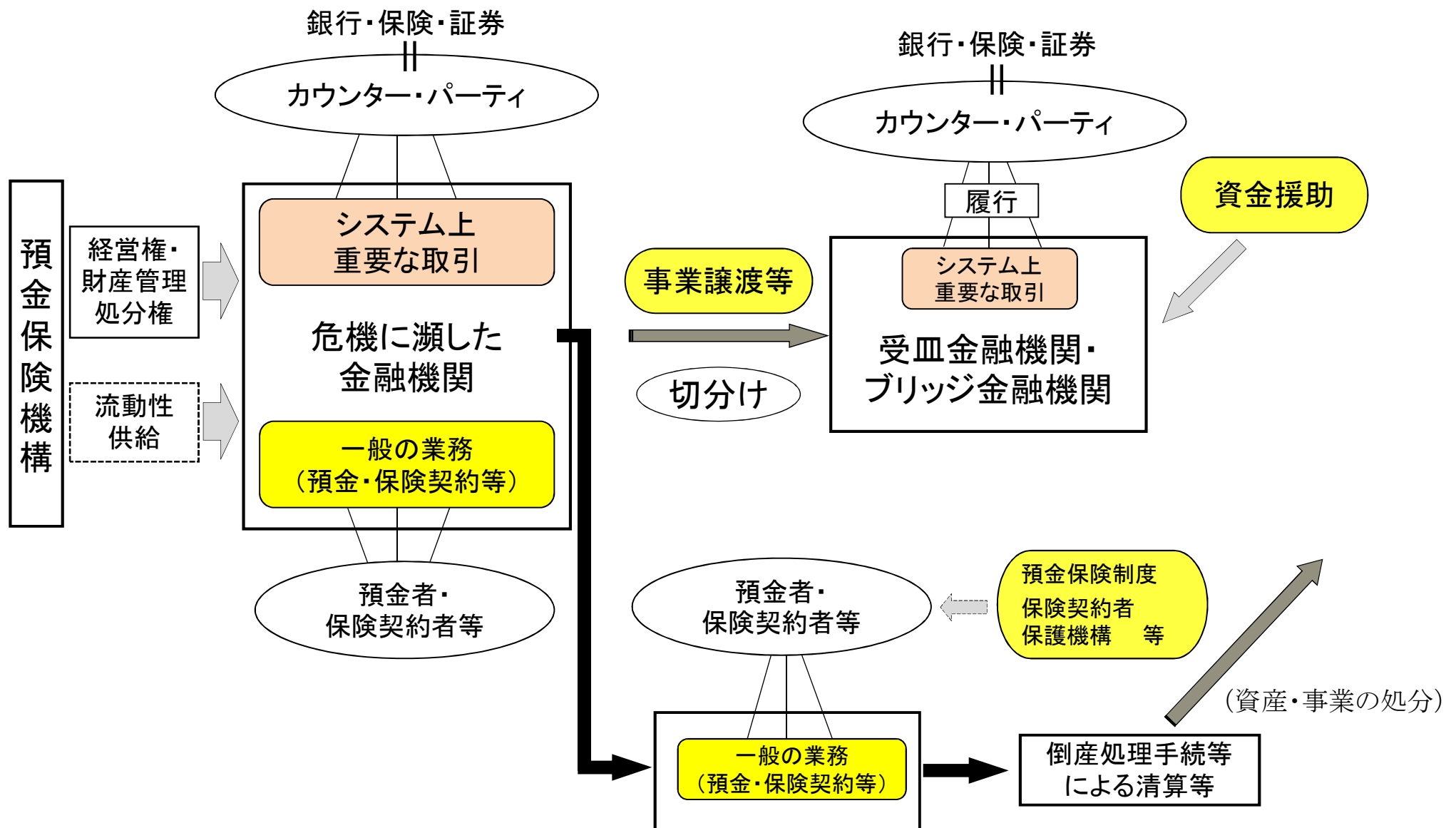
金融機関の秩序ある処理(1)

(債務超過でないことを前提)



金融機関の秩序ある処理(2)

(債務超過等の場合)



外国銀行支店に対する規制の見直し

現状

- 我が国への外国銀行の参入は、リテール・ホールセールに関わらず、支店形態・現地法人形態のいずれの形態も認められており、参入形態の違いによる業務範囲規制は課されていない(国際的に約束)。
- 外国銀行支店に対しては、資本金に対応する規定が存在しない。
- 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(更生特例法)の適用対象外となっており、監督当局には破産・更生手続等の開始の申立権や保全処分¹の申立権がない。
- 資産の国内保有命令違反に対する罰則が低い(100万円以下の過料)。

見直しの方向性

<参入時>	<平時の規制・監督>	<危機時・破綻時の対応>
○ <u>免許付与の審査基準を明確化</u> ⇒ 支店形態でのリテール預金の受入れや本店への回金を含む資金の運用等について、 <u>信用秩序の維持の観点から審査</u>	○外国銀行支店に対し、 <u>国内銀行の最低資本金(20億円)に相当する金額の国内積立て</u> を義務付け ○明確化した免許付与の審査基準を、 <u>日常の監督における着眼点として適用</u> ○預金者に対し、 <u>預金保険制度の対象外であることの説明を義務付け</u>	○外国銀行支店にも <u>更生特例法を適用</u> (監督当局に破産・更生手続等の開始の申立権や保全処分 ¹ の申立権を付与) ○ <u>資産の国内保有命令違反に対する罰則を引上げ</u>

大口信用供与等規制の見直し

現状

- 大口信用供与等規制は、銀行資産の危険分散等の観点から、同一の者(同一のグループ)に対する信用供与等に上限を設ける規制。
- ⇒ 我が国の規制は、国際基準(バーゼル・コア・プリンシプル)と乖離しており、IMFのFSAP(金融セクター評価プログラム)においても規制の強化が求められている。

見直しの方向性

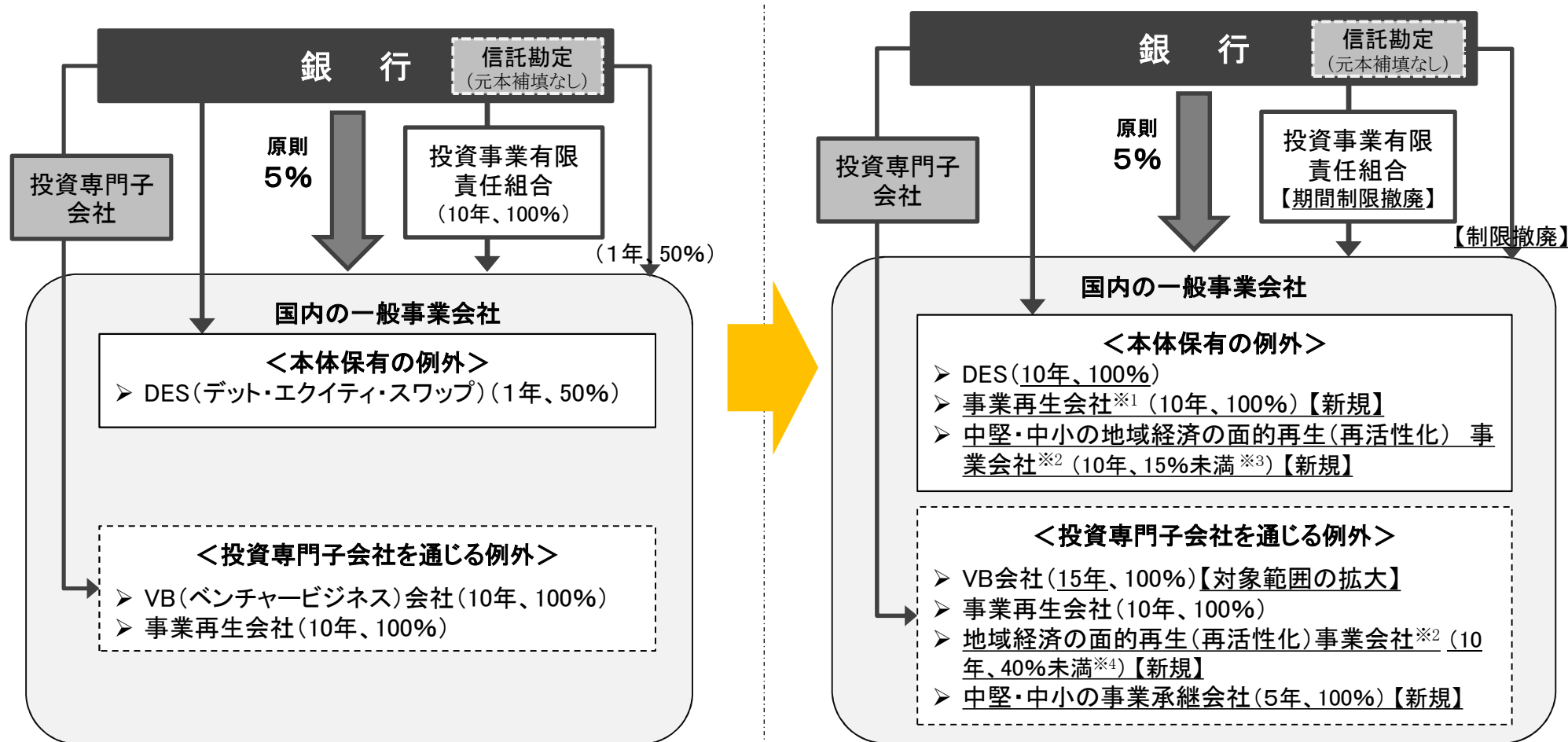
	我が国の規制	(参考)国際基準
信用供与等の範囲	銀行間取引(コールローン、預け金等)、コミットメントライン、デリバティブ取引、公募社債等は適用除外 ⇒ <u>原則、規制対象とする</u>	<u>原則、オン・バランス、オフ・バランスの全ての取引が規制対象</u>
信用供与等の限度額 (受信者グループ)	銀行(グループ)の自己資本の <u>40%</u> ⇒ <u>25%</u>	銀行(グループ)の自己資本の <u>25%</u>
受信側グループの範囲	受信者及びその子会社・親会社・兄弟会社(<u>議決権50%超の形式的支配関係で判断</u>) ⇒ <u>議決権による支配関係のほか、経済的な相互関連性(実質支配力基準)に基づき判断</u>	<u>議決権による支配関係のほか、経済的な相互関連性に基づき判断</u>

銀行等による議決権保有規制(いわゆる5%ルール)の見直し

○ 銀行等とその子会社が国内の一般事業会社の議決権を合算して5%^(※)を超えて保有することは原則として禁止されている。

(※) 銀行持株会社の場合は15%、協同組織金融機関の場合は10%。

⇒ 銀行等の健全性確保の観点から、現行規制の枠組みを基本的に維持しつつ、企業再生や地域経済の再活性化に資する効果が見込める場合において、銀行等による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようにする。



※1 企業再生支援機構や中小企業再生支援協議会等の第三者が関与した案件で、銀行の出資を織り込んだ事業再生計画が策定されているもの。

※2 低迷する地域経済を面的に再生(再活性化)するための事業を行う会社であって、地域の事業の集約や再構築を伴うもの。

※3 持分法を適用する場合の影響力基準に該当しない場合は、20%未満。

※4 連結基準を適用する場合の実質支配力基準に該当しない場合は、50%未満。

外国銀行業務の代理・媒介に係る規制の見直し

現状

○ 外国銀行の業務の代理・媒介を行う場合、国内銀行が親子・兄弟会社ではない外国銀行の業務の代理・媒介を行うことは認められていない。

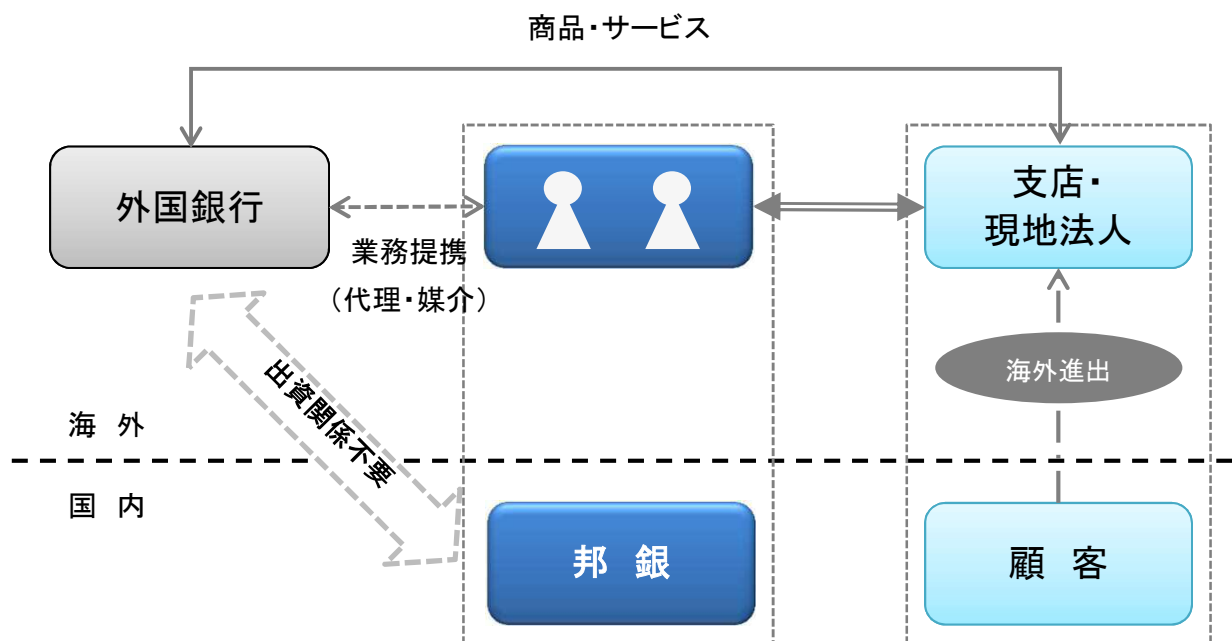
⇒ 海外進出している中小企業等がより円滑な資金調達や多様なサービスを受けられるよう、海外において国内銀行が出資関係のない業務提携先外国銀行の金融商品・サービスの代理・媒介を行えるようにしてほしいとの要望。

見直しの方向性

国内銀行及び協同組織金融機関が代理・媒介を海外で行う場合に限り、当局の認可の下、出資関係の有無を問わず、外国銀行の業務の代理・媒介を行うことを可能とする。

(注)・行員の長期出張を含む多様な形態での代理・媒介を行うことを認める。

・代理・媒介を行う業務の範囲は、我が国の銀行が銀行法上で営むことができる業務に限定する。



海外M&Aに係る子会社の業務範囲規制の見直し

現状

- 銀行が子会社(孫会社を含む)とすることができる会社(子会社対象会社)は、銀行、保険会社、銀行業を行う外国の会社等、一定の範囲に限定されている。
- ⇒ 諸外国の銀行と日本の銀行が、海外の金融機関の買収において競合する場合、入札時に子会社対象会社以外の会社を売却するとの条件を付けざるを得ない日本の銀行が不利な状況におかれ、海外市場への進出を阻害する要因となっているとの指摘。

見直しの方向性

- 買収した海外の金融機関等の子会社のうち、既に保有が認められている子会社対象会社以外の会社についても、原則として5年に限り保有を認める。
- 5年以内にその処分が困難である等の事情が認められる場合には、行政庁の承認の下で、当該期間を超えての保有を例外的に容認する。

